

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月25日（平成28年（行情）諮問第190号）

答申日：平成28年9月8日（平成28年度（行情）答申第298号）

事件名：電子電話番号簿の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『電子電話番号簿』（最新版）＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報を含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「電子電話番号簿（市ヶ谷）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年11月6日付け防官文第17691号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術

的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

- (6) 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に電磁的記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録、又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

- (7) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「電話電子番号簿」を特定した。

本件開示請求に対し、法11条を適用して平成28年3月18日まで開示決定等の期限を延長し、平成27年11月6日付け防官文第17691号により、本件対象文書につき、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

#### 2 法5条該当性について

本件対象文書中、緊急時の連絡部署及びその内線番号（公表資料等において、既に公にしているものを除く。）については、これを公にすることにより、緊急時の連絡先や連絡態勢あるいは枢要な部署が推察され、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

#### 3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、

本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知書からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』と処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「『行政文書』に関する国の解釈に従い」、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるが、本件対象文書の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っていることから、本件対象文書は電磁的記録のみを保有しており、原処分に当たって行った探索及び本件異議申立てを受けて行った再度の探索においても紙媒体の存在は確認できなかった。
- (5) 異議申立人は、「本件対象文書に電磁的記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録、又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべき」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、平成27年11月6日付け防官文第1

7691号に記載したとおり、保有している本件対象文書は電磁的記録であり、原処分においてそれに見合う開示実施手数料を提示していることから、改めて提示する必要はない。

(6) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(7) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書の收受
- ③ 同年3月9日 審議
- ④ 同年7月25日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月6日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地の各部署の内線番号が記載されたもの（PDF形式以外の電磁的記録）である。

異議申立人は、原処分の取消し及び紙媒体の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊の情報システムへの掲載を目的に通信団において作成され、実際に同システムに掲載されており、印刷及び紙媒体による配布を目的としたものではないため、電磁的記録しか保有しておらず、紙媒体は保有していない。

イ 本件開示請求を受け、通信団の執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行い、本件異議申立てを受け、確実に期すため再度同様の探索を行ったが、本件対象文書の紙媒体は保有していないことを確認した。

(2) 本件対象文書については、その作成目的及び使用方法を踏まえると、電磁的記録であり紙媒体は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、防衛省において本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書中、陸上自衛隊の緊急時の連絡部署並びにその内線電話番号及びFAX番号が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急時の連絡先や連絡態勢あるいは枢要な部署等が明らかとなり、有事等の際に、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を来すなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久